

トは青年会館の職員のみが従事している。県の事務所は3階にあり、当初より県職員が受付する配置にはなっていない。このような現状から、以下のような問題が生じていると考えられる。

ア. 条例上、県に権限がある施設の使用許可や予約の受付等の事務が、外郭団体である青年会館によって行われている。このため、条例の条文と現実の業務とに齟齬が生じている。

イ. 予約の受付、料金の徴収、利用者に対する館内案内、研修室等の利用に係る経費の支払事務は、青年会館の職員により行われている。そのため、県職員は間接業務及び社会教育主事に関する業務に特化している。

ウ. 条例に忠実に従えば、研修室と宿泊室をともに利用する利用者に対してフロントで、県と青年会館の職員がそれぞれ別個に対応する必要がある。しかし、利用者にとっては同じユースパル内にある施設を利用するために、二度も申込みや支払を行うことは不便であるし、効率性の観点からも、複数の職員が受付業務を行うことは非効率である。

エ. ユースパル運営の意思決定や組織間の意見調整のために、青少年交流センター（県）は運営委員会、青年会館は理事会と評議会、青少年交流センター・青年会館・県庁食堂の三者で開く三者会議、これに教育庁の生涯学習課を加えた四者会議、と多くの会議が開かれている。このような会議の多さは、職員の事務作業量を増やし、意思決定過程を複雑にし、施設の効率的な運営を難しくしていると考えられる。

② 委託に係る改善案

これらの問題点を踏まえて、今後のユースパルの効率的な業務運営のあり方について、以下のとおり改善案を提案する。

(方針1)

条例の規定どおりに、研修室・会議室に係る予約受付業務、料金徴収、利用者に対する館内案内、支払事務等の業務を、青年会館に委託せずに県職員が行う方法。

(方針2)

社会教育主事による青少年教育を除き、研修室・会議室及び体育館を含め施設の管理運営業務をすべて青年会館に委託する方法。

(方針3)

方針2に加え、社会教育主事による青少年教育も青年会館に委託する方法。（社会教育主事は、青年会館へ出向する形態となる。）

方針1は、条例の趣旨にもっとも適合する方法といえる。しかし、利用者の利便性や効率性の観点からは、利用する施設の種類ごとに受付が異なるのは煩雑に過ぎ、公の施設の効率的な運営という面から疑問である。

方針2及び方針3は、利用者の利便性と業務の効率性の面で優れている。施設内の業務をすべて青年会館に委託しても、利用者は不便を感じないであろう。むしろ運営の意思決定が一本化され、利用者の利便性や経営の効率性が高まるであろうと考えられる。

現状では、県と青年会館の2つの組織がそれぞれの業務を分担している。ユースパルの目的は青少年の教育振興であり、本来、サービス提供者の業務形態はこの目的を達成するための手段に過ぎない。既に県民の財産として存在するユースパルの施設を、有効かつ効率的に運営し、

県民に対して高水準のサービスを提供しつつコストを最小限に抑えることこそが最も重要な視点である。従って、これからのユースパルの効率的な運営を考えるに際しては、現行の条例にとらわれずに、最も適切な業務形態を選択すべきである。

(3) 民間施設との競合関係について

① 宿泊施設

前述のようにユースパルは青少年団体のみでなく、広く一般の宿泊利用にも開放されている。これは、青少年教育振興のための利用のみでは採算が取れないため、補完的に一般の利用も受け入れているものである。一般利用者の宿泊料金は、青少年団体の場合よりも高いものの、施設の水準の高さを考えると比較的安価に設定されている。また、交通の利便性にも恵まれており、一般宿泊客の受入れは、近隣の民間宿泊施設に対して競合関係を生じていると思われる。現在のユースパルの利用は、青少年団体の利用が3分の2を占めており、他の公の施設との比較では相対的に目的に適った利用形態となっはいるが、今後とも現在以上に青少年教育振興目的の利用の比率を高める必要がある。

② 食堂

同様の議論は施設内の食堂についてもいえる。県庁食堂は、厨房部分の行政財産使用料を半額減免された上で売上金から県に納付しており、客席部分については、利用者の共有スペースとして使用料を徴収していない。

このように、県庁食堂に対する使用料を減免している理由として、青少年が安価に食堂を利用できることが挙げられている。しかし食堂のパンフレットには、「どなたでもご利用いただけます。」との記載があり、現実にも一般の利用者も多く、民間レストランと競合関係にあるものと判断される。

3. 平成12年度の行政コスト計算書

(単位：千円)

摘 要	金 額
I. 人にかかるコスト	71,953
(直接人件費)	71,953
人件費	67,150
退職給与引当金繰入等	4,803
(間接人件費)	—
人件費	—
退職給与引当金繰入等	—
II. ものにかかるコスト	198,344
物件費	12,901
維持補修費	320
減価償却費	120,270

委託費 ※1	64,853
III. 移転的なコスト	54
補助費等	54
IV. その他	47,150
公債費（利子分のみ）	47,150
A. 行政コスト 計（I～IV）	317,502
収入項目（使用料・手数料等）※2	17,269
B. 収入計	17,269
純行政コスト（A－B）	300,233

※1 委託費のうち、人件費は12,961千円である。

※2 使用料は、5,221千円の減免後の金額である。

（内訳：県庁食堂2,991.5千円（50%減免）、青年会館2,229.5千円（全額免除））

13. 複数の施設に共通する意見

複数の施設に共通して発生している問題に関し、以下のとおり意見を述べる。

1. 施設設置当初における収支計画の策定について

県有施設の創設は、多額の資金を要する設備投資であるために、その事業計画策定にあたって、事業費（設備投資額）については事前に慎重に検討されているが、施設開設後の管理運営費については、中・長期の収支計画が十分に検討されない傾向がある。

県有施設は、県民に利用されると同時に管理運営費が発生し、施設を廃止するか、廃棄しない限り、長期間にわたって県の財政に重要な影響を与えることになる。この意味で、施設開設当初の中・長期の収支計画の作成・検討は、事業費同様、或いはそれ以上に重要な検討課題であるといえることができる。

開設当初の収支計画と実績とを比較し、乖離している場合にはその原因を調査、分析するために、開設当初の収支計画の提出をもとめたが、入場者数、使用料・利用料の予測等断片的な資料はあるものの、施設全体の収支予想を記載した資料はほとんどの施設について見出すことができなかった。

開設当初の収支計画に基づき、実績と比較、検討することは、当初計画が実現可能な妥当な計画であったのかどうか、今後の行政サービスをどのように提供すべきか等を検討する上で極めて重要なことである。今後、設備投資の可否を判断するに当たっては、少なくとも5年程度の収支計画に基づき、検討する必要がある。

2. 研修施設の利用状況に関する問題点

一般的に、県が施設の運営にかかる諸費用を負担するのは、当該施設に公益性があると判断しているためである。この場合、公益性の判断基準となるのは、具体的には各施設の設立目的であり、その施設の設立目的に適った利用が十分になされることにより公益性が達成されると思われる。

今回、監査対象とした施設のうち、「金属センター」、「生物資源センター（現 農業研修センター）」、「クリプトン」、「ユースパル」の4つの研修施設には、施設の設立目的に対して直接的に寄与するものと位置付けられる施設（行政財産）と、宿泊施設、レストラン等のように、より幅広い利用形態を可能とするために設置され、設立目的に対して間接的・副次的に寄与するものと位置付けられる施設（普通財産）とがある。どちらも設立目的に適った形で利用されることが前提であるが、宿泊施設等については、本質的には必須の施設ではなく、かつ、民間業者によっても供給が可能であることを考慮すると、公益性が減少した場合、その存在意義に関し問題が生じるおそれがある。

研修施設としての公益性を保持するためには、施設の目的に適合した利用者の割合が、全体の利用者の少なくとも50%を超えることが望ましいと考える。この意味では、「生物資源センター」並びに「クリプトン」については、研修者の利用割合が低く、早急に改善が望まれる。

3. 研修者利用率の改善に関する提案

研修施設は、施設ごとに林業、農業、青少年育成等といった固有の設立目的が規定されている。また、施設の管理運営は各所管課が担当しており、所管課においては、その固有の目的を達成することを目標として管理運営を行っている。

このため、ほとんどの場合、条例に定められている目的に従って実施される各種研修・催事等は、当然にその施設でのみ実施されることになる。したがって、県民が特定の目的の研修を受けるためには、その施設まで出向く必要があるが、各分野の施設は概ね県内1施設であり、県民の利便性の点からは問題がある。

県民の利便性を第一に考えるのであれば、実験機器等を必要とする研修で特定の施設でなければ実施することのできないものを除き、その施設に限定する積極的な理由がない研修については、他の施設を利用できるようなシステムをつくることを検討すべきである。すなわち、現在の研修施設を各々「総合研修センター」と位置づけ、会議・研修・宿泊等の予約、講師等の派遣、パンフレットの作成を全県一元的に管理する担当部所を設け、一般的な研修については、県内どこの研修施設でも利用できるように改めることである。そうすることによって、県民にとって利用しやすい施設になると同時に、潜在的な利用者を掘り起こすことにもつながり、結果として施設の有効利用をもたらすものと思われる。

4. 業務の一部再委託契約について

県は施設の管理運営に当たって公益法人等、外部の法人にその業務を委託している。外部の法人は、個別の業務について専門の業者に再委託している。

県は外部の法人との委託契約において、原則として再委託を禁止し、県の許可がある場合に限

って認めることとしているが、現実には、県はほとんどの場合、明示的に文書での再委託の許可を与えていない。「外部監査の結果」でも述べているが、再委託の適正性、経済性を確認するためにも、文書での再委託の許可が必要であると考ええる。

また、委託先の外部の法人は、その法人独自の規定に従って再委託契約を締結することになるが、原則として、再委託業者の選定に当たっては、県の規定に準じて行われることが望ましい。

14. 行政コスト計算書の合計表

16 施設の平成 12 年度の行政コストを 1 表にまとめたものは、次ページのとおりである。

16 施設全体の行政コストは 7,338 百万円であり、使用料、手数料等の収入を差し引いた純行政コストは 6,785 百万円である。

行政コスト計算書の合計表
(平成12年度)

(単位：百万円)

摘要	アトリオン	金属センター	生物資源センター	秋田ふるさと村	近代美術館	県立中央公園	小泉潟公園	北欧の社公園	クリプトン	総合射撃場	南部福祉エリア	中央福祉エリア	北部福祉エリア	花き種苗センター	ユースホール	ユフォール	合計
I. 人にかかると	90	44	117	6	132	50	16	34	3	17	1	1	1	113	71	21	724
(直接人件費)	90	37	117	-	128	42	8	23	-	-	-	-	-	113	71	9	643
人件費	89	35	110	-	122	37	7	18	-	-	-	-	-	108	67	8	607
退職給与引当金繰入等	0	2	6	-	6	4	0	4	-	-	-	-	-	5	4	0	36
(間接人件費)	-	6	-	6	3	8	8	11	3	17	1	1	1	0	-	11	80
人件費	-	5	-	5	2	7	7	10	3	15	1	1	1	0	-	10	72
退職給与引当金繰入等	-	0	-	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	-	1	8
II. もにかかると	511	76	276	768	415	417	112	243	150	56	568	325	220	264	188	323	4,929
物件費	76	0	87	-	72	-	-	-	0	0	-	-	-	82	12	-	332
維持修繕費	-	2	3	33	7	38	6	1	0	-	7	-	-	2	0	1	107
減価償却費	157	58	142	325	132	126	32	131	84	16	85	128	71	158	120	121	1,833
委託費	277	14	43	409	203	252	74	109	64	39	475	196	149	21	64	200	2,596
(うち人件費) ※	(32)	(6)	(8)	(-)	(44)	(52)	(6)	(21)	(16)	(22)	(270)	(74)	(66)	(-)	(12)	(62)	(698)
III. 移転的なコスト	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
IV. その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
公債費(利子分のみ)	-	19	99	259	396	162	0	178	48	47	30	181	80	70	47	62	1,684
A. 行政コスト計(1~IV)	601	139	493	1,034	944	629	129	456	202	121	600	508	302	448	317	407	7,338
収入項目(使用料、手数料等)	155	2	18	-	23	23	0	5	2	14	111	49	22	39	17	66	552
B. 取入計	155	2	18	-	23	23	0	5	2	14	111	49	22	39	17	66	552
純行政コスト(A)-(B)	445	137	474	1,034	920	606	128	451	200	107	488	458	280	408	300	340	6,785

※ 委託費を含む人件費は、委託契約書に人件費分として記載のあるものを合計している。
百万円未満切捨て

{参 考}

秋田県健康増進交流センター（ユフォーレ）

1. 施設の概要

(1) 施設の目的

秋田県健康増進交流センター（以下、「ユフォーレ」という。）は、県民の健康増進を積極的に推進するため、温泉浴と森林浴等の自然の恩恵を同時に取り込める地域に、クアハウスタイプの健康増進施設と健康の森等で構成される屋外施設を設置し、健康づくりのための運動や温泉利用等を安全かつ効果的に行い、栄養・運動・休養の調和のとれた健康的な生活スタイルの確立が図れるよう支援することを目的としている。

(2) 総事業費

基本構想、基本設計、実施設計	112,311 千円
工事費	3,186,895
事務費、初度調弁費、広報推進費	<u>207,803</u>
計	<u>3,507,009</u>

(3) 設備資金

県が発行する地域総合整備事業債 2,529,000 千円によって賄われており、県の償還額（利子支払額を含む。）の約 55%が地方交付税として交付される予定である。

(4) 事業運営システム及び委託管理状況

県は、レストラン・売店及び宿泊施設の管理運営について、河辺町地域振興株式会社（以下、「第三セクター」という。）に、それ以外の施設の管理運営業務を秋田県総合保健事業団（以下、「事業団」という。）に委託している。なお、建物敷地、駐車場等の敷地は、河辺町が県へ無償貸与している。

それぞれの委託先及び管理状況は次のとおりである。

区 分	健 康 増 進 部 門	サ ー ビ ス 部 門
対象施設	バーデゾーン、トレーニングルームなど、サービス部門以外の施設	レストラン・売店及び宿泊施設
委 託 先	事 業 団	第 3 セ ク タ ー
料 金 徴 収 方 式	委 託 費 方 式	利 用 料 金 方 式

(5) 収支の状況

(単位:千円)

項 目	平成 9 年度	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度
支出 (A)	152,020	188,415	199,467	200,699
委託費 (人件費)	53,226	58,152	61,355	62,993
// (施設管理費)	32,534	62,082	65,429	65,435
// (光熱水費)	33,155	36,865	39,207	40,590
// (公課費)	13,403	14,904	17,673	16,621
// (その他)	19,702	16,412	15,803	15,060
収入 (B)	67,924	69,842	76,136	66,551
使用料	(55,909)	(53,165)	(59,116)	(49,375)
全館利用	26,059	26,132	31,972	26,455
一般入浴	26,000	23,326	23,723	20,241
貸出・施設利用	3,850	3,707	3,421	2,679
諸収入	(12,015)	(16,677)	(17,020)	(17,176)
施設管理費	3,234	7,624	7,419	7,989
光熱水費	8,698	8,946	9,490	9,075
通信費	83	107	111	112
一般財源 (C) = (A) - (B)	84,096	118,573	123,331	134,148
県債元利償還額 (D)	48,789	66,659	82,059	176,187
地方交付税交付金 (E) (*)	21,352	37,156	52,197	96,902
差引支出超過額 (C) + (D) - (E)	111,533	148,076	153,193	213,433

* 交付金予定額 (55%) を記載している。

開設以来、委託費の増加により県の一般財源の負担は年々重くなっている。また、県債の元金償還額が増加するため、支出超過額もさらに増加している。

2. 平成 11 年度包括外部監査において指摘した問題点

- (1) 利用者数、収支差額とも開設当初の見込みを実績が大幅に下回っている。平成 11 年度監査で記載した平成 9、10 年度の見込み・実績と、所管課から取り寄せた資料に記載された平成 11、12 年度の見込み・実績は以下のとおりである。

(単位：千円)

項目	平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度	
	見込	実績	見込	実績	見込	実績	見込	実績
利用者数(人)	111,600	77,651	162,000	85,455	167,000	104,376	177,000	94,886
収入合計	113,197	67,924	170,948	69,842	174,503	76,136	187,626	66,551
支出合計	198,449	152,020	246,894	188,415	249,606	199,467	254,991	200,699
収支差額(△)	85,252	84,096	75,946	118,573	75,103	123,331	67,365	134,148

- (2) 定期券利用者が増加したため、施設利用者が増加しても収入が増加しない傾向がある。
- (3) 送迎用バスは、事業団・第三セクター各1台ずつ所有しており、各々独自に運行しているため、利用度が極めて低い。効率的な運行を検討する必要がある。
- (4) フロント業務は、日帰り利用者については事業団職員が、宿泊者については第三セクター職員がそれぞれ対応し、受付及び料金徴収を行っている。業務を一本化する必要がある。
- (5) 施設運営のコスト削減にあたり、分割管理委託方式を解消し、委託先の一本化を検討する必要がある。

3. 県が平成13年度より改善した事項

- (1) 効率的な業務運営とするため、施設管理について第三セクターに一元化を図った。ただし、健康増進事業に限って、これまでどおり事業団に委託することにした。この結果、フロント業務についても必然的に第三セクターに一本化された。
委託内容の変更に伴い事業団の職員が、平成12年度13人より平成13年度7人に減少することになり、県の事業団に対する委託費の支払が減少することが期待される。
- (2) 条例で規定する上限額の範囲内で、事業受託者の申請を県が承認して料金を定める方式(承認利用料金制)を導入し、第三セクター及び事業団の自主的、弾力的な運営を認めた。なお、定期券については若干の値上げを図った。
- (3) 事業団と第三セクターがそれぞれ各1台運行していたものを、第三セクター2台一括運行管理に改めた。
- (4) 上記の他、営業時間の延長、朝食営業時間の繰り上げ、夜間軽食のための自販機の設置、商品・企画の開発等サービスの改善を図った。

(5) 新方式による委託額の見込み

平成 11 年度の包括外部監査において、当初事業計画と実績に大きな乖離が発生した点について、問題点及び改善事項を指摘、提案したが、これに対し県は関連する条例を改正し、平成 13 年 4 月より新しい運営システム・委託方式で事業を行っている。この新方式は、施設管理については第三セクターに一元化を図り、健康増進事業については従来どおり事業団に委託するもので、平成 13 年度当初における、今後の委託費及び一般財源の負担額を下記のとおり見込んでいる。

(単位:千円)

項目	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
人件費	35,003	30,592	26,181	26,181
施設管理費	62,240	62,240	62,240	62,240
光熱水費	21,907	17,907	13,907	9,834
公課費	1,632	1,632	1,632	1,632
その他	5,340	5,340	5,340	5,340
委託費計 (A)	126,122	117,711	109,300	105,227
諸収入 (B)	19,559	19,559	19,559	19,559
差引一般財源 (A) - (B)	106,563	98,152	89,741	85,668

4. 県の改善策の評価

県は、平成 11 年度の外部監査の指摘事項について慎重に検討し、大胆に改善策を実施しており、コスト削減の効果が期待される。

また、平成 13 年度の目標利用者数を 104,000 人に設定し、収支差額を△106,563 千円と予想していることから、実現可能と思われる目標が設定されている。

5. 平成 12 年度の行政コスト計算書

(単位:千円)

摘要	金額
I. 人にかかるコスト	21,522
(直接人件費)	9,804
人件費	8,995
退職給与引当金繰入等	808
(間接人件費)	11,718
人件費	10,708
退職給与引当金繰入等	1,009
II. ものにかかるコスト	323,609
物件費	—
維持補修費	1,302

減価償却費	121,608
委託費（※）	200,699
III. 移転的なコスト	—
IV. その他	62,083
公債費（利子分のみ）	62,083
A. 行政コスト 計	407,214
収入項目（使用料・手数料等）	66,551
B. 収入 計	66,551
純行政コスト（A-B）	340,663

※ 委託料のうち、人件費は 62,993 千円である。